宇都宮大学農学部附属演習林規程

制 定 昭31 規程第1号

一部改正 昭43 規定第25号

7 昭 48 規程第10号

四 53 規程第13号

ッ 平 3 規程第34号

- 第1条 宇都宮大学農学部附属演習林(以下「附属演習林」という。)は、森林科学に関する実習教育を行うとともに、学術研究に資し、かねて林業の改善発達に貢献することを目的とする。
- 第2条 附属演習林は次の演習林をもって構成する。

船生演習林(塩谷郡塩谷町大字船生7,556番地)

日光演習林(日光市中宮祠3,168番地及び日光市戦場ヶ原2,492の2番地)

- 第3条 第1条の目的を達成するために、次の部を置く。
 - 一 研 究 部
 - 二 経 営 部
- 第4条 研究部においては次の事業を行う。
 - 一森林科学に関する研究調査及び刊行に関すること。
 - ニ 教官及び学生の附属演習林の利用に関すること。
 - 三森林科学に関する情報交換及び諸統計に関すること。
- 第5条 経営部においては次の事業を行う。
 - 一附属演習林経営の計画及び実施に関すること。
 - 二その他研究部に属しないこと。
- 第6条 附属演習林に附属演習林長及び附属演習林次長を置き、第3条に定める各部に主任を置く。
- 2 附属演習林長は、農学部所属の専任の教授又は助教授をもってあてる。
- 3 附属演習林次長は、森林科学科又は附属演習林に所属する専任の教授又は 助教授をもってあて、その任期は2年とする。
- 4 研究部主任及び経営部主任は、森林科学科又は附属演習林に所属する教官をもってあて、その任期は2年とする。
- 5 第3項及び第4項に定める任期中において欠員を生じた場合の後任者の任

期は、前任者の残任期間とする。

- 第7条 附属演習林長は、附属演習林の事業を統轄する。
- 2 附属演習林次長は附属演習林長を補佐して、附属演習林の運営にあたり、 附属演習林長事故あるときは、その事務を代理する。
- 3 各部主任は、附属演習林長の指示を受け、その部に属する事務を掌理する。

附 則

この規程は、昭和31年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和47年8月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、昭和53年11月7日から施行する。
- 2 昭和53年11月16日において、新たに附属演習林次長となる者の任期については、第6条第3項の規定にかかわらず、昭和55年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成3年5月23日から施行し、平成3年4月1日から適用する。